

環水大大発第 2011301 号  
令和 2 年 11 月 30 日

都道府県知事 }  
大気汚染防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

### 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 303 号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 304 号。以下「改正政令」という。）が令和 2 年 10 月 7 日に、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年環境省令第 25 号。以下「整備省令」という。）が令和 2 年 10 月 15 日に、関係告示が令和 2 年 10 月 7 日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなった。

貴職におかれては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

平成 29 年 5 月 30 日付け環水大大発第 1705301 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（以下「仕上塗材に係る通知」という。）は改正法の施行日をもって廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）においては、国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止に係る規制措置を講じており、規制対象の拡大など規制の強化を行ってきたところである。

とする。また、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えはなく、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はないが、新法及び新規則に基づく掲示の事項は、今般定めた掲示板の大きさに相当する大きさで表示し、公衆に見やすいよう十分に配慮した文字の大きさで掲示するものとする。

## 7 事前調査結果等の報告

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときには、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないこととした。また、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の罰金の規定を設けた。「遅滞なく」とは、事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告することをいい、遅くとも解体等工事に着手する前に報告するものとする。ただし、解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行うこととする。

また、当該報告を受理する都道府県知事の事務は、新令第13条に定める市の長が行うこととした。なお、新令第13条第1項において、市の長が行うこととする「粉じんに関する規制に係る事務」から「工場に係る事務」が除外されているが、「粉じんに関する規制に係る事務」のうち建築物等の解体等に伴う粉じんの排出等の規制に係る事務については、いずれも「工場に係る事務」に該当せず、同条に定める市の長が行うこととなる。

(3)の電子システムの整備に一定の時間を要することから、当該報告に係る改正法、改正政令及び整備省令の規定は、令和4年4月1日に施行することとした。(新法第18条の15第6項及び第35条第4号、新令第13条、新規則第16条の11)

### (1) 報告の対象

事前調査結果等の報告は、次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行うものとした。

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計が100万円以上であるもの
- ・工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの

「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額とする。「特定建築材料が使用されているおそれの大きいものとして環境大臣が定める」工作物とは、特定建築材料が使用さ

れているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第77号）に規定するものをいう。

なお、以下の工作物については、それぞれ以下のとおりとする。

- ・配管設備（第4号関係）

配管設備には、農業用パイプラインを含み、水道管は含まないこと。

- ・送電設備（第11号関係）

送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含めていること。

- ・トンネルの天井板（第12号関係）

トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まないこと。

また、解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなすこととした。建築物内部に工作物が設置されている場合など建築物と工作物が混在するものの解体等工事について、建築物と工作物にそれぞれ分割して請け負う場合にも、同様に一の契約で請け負ったものとみなすこととする。この場合においては、建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が80平方メートル以上又は工事全体の請負金額の額が100万円以上である場合に1件の解体等工事として報告を行うこととする。

なお、工作物の中には、数年ごとなど定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがあるが、平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した工作物の改造又は補修作業を伴う建設工事については、特定工事に該当しないことが明らかであるにもかかわらず、定期的な改修の度ごとに事前調査の結果の報告を求めることは合理的でないことから、平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した工作物について、同一部分を定期的に改造又は補修する場合は、当該改修又は補修作業を伴う建設工事について一度報告を行えば、同一部分の工事については、その後の報告は要しないこととする。

## (2) 報告の事項

報告の事項として、解体等工事の対象となる建築物等の概要、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日又は当該建築物等において特定の設備を設置した年月日、解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類、建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面による調査及び目視による調査を行ったとき（平成18年9月1日以降の建築物の場合を除く。）は調査を行った者の氏名及び当該者が調査者等に該当することを明らかにする事項、解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か

（解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要等の事項を新規則第16条の11第2項各号に規